

平成30年3月13日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年3月13日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ダイヤモンドバス (法人番号: 1100001017602) 代表者下総建司
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 長野県北安曇郡松川村2455-1 (千葉営業所) 千葉県成田市堀之内294-1、295-1、299-2
(4) 行政処分等の内容	処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
(6) 違反行為の概要	平成29年11月21日、区域拡大を行ったことを端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第1項)、(2)事業計画の事前変更届出違反(運送法第15条第3項)、(3)運行管理者の解任届出違反(運送法第23条第3項)、(4)整備管理者解任の未届出(道路運送車両法第52条)、(5)休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出(道路運送法施行規則第66条第1項第6号)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年3月13日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年3月13日
(2) 事業者の氏名又は名称	船橋新京成バス株式会社 (法人番号：7040001028757) 代表者宮路慎一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県鎌ヶ谷市くぬぎ山4-1-12 (鎌ヶ谷営業所) 千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷1-8-2
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年1月18日及び平成30年1月31日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 運行指示書の記載事項不備 (旅客自動車運送事業運輸規則 (以下「運輸規則」) 第28条の2第1項)、(2) 運転者に対する指導監督義務違反 (運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年3月13日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年3月13日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社三栄交通 (法人番号：4040001062767) 代表者内山茂樹
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県山武郡芝山町岩山2313-19 (本社営業所) 千葉県山武郡芝山町岩山字長山2313-19
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年1月22日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年3月13日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年3月13日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社横濱ポートサービス (法人番号: 2020001062192) 代表者藤井和夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市西区御所山町1-1御所山ハイツ303 (茨城営業所) 茨城県稲敷郡河内町源清田2030-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 450日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第45条第1号
(6) 違反行為の概要	平成28年9月26日及び平成28年10月4日他、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒に監査を実施。20件の違反が認められた。(1)運賃料金、運送約款の掲示義務違反(道路運送法(以下「運送法」)第12条第1項)、(2)営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(3)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(4)領収書の発行義務違反(運輸規則第10条)、(5)損害賠償責任保険(共済)締結義務違反(運輸規則第19条の2)、(6)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(7)疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(8)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(9)乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条)、(10)乗務等の記録保存義務違反(運輸規則第25条)、(11)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(12)運行記録計による記録保存義務違反(運輸規則第26条)、(13)運行指示書の作成義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(14)乗務員台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)、(15)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(16)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条第1号)、(17)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(18)運行管理規程の制定義務違反(運輸規則第48条の2第1項)、(19)社会保険等の未加入(運送法第30条)、(20)自動車に関する表示義務違反(運送法第95条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 45点 当該事業者の累積点数 45点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年3月13日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年3月13日
(2) 事業者の氏名又は名称	石塚観光自動車株式会社 (法人番号: 1050001005232) 代表者木下義隆
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県東茨城郡城里町那珂西2565-5 (本社営業所) 茨城県東茨城郡城里町那珂西2565-5
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成29年8月4日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年3月13日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年3月13日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社北総交通 (法人番号: 1050001029520) 代表者笠原修
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県常総市中妻町2425-1 (本社営業所) 茨城県常総市中妻町2425-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	平成29年11月27日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(3)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)、(5)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(6)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年3月13日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年3月13日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社三陸観光（法人番号：9050001008137） 代表者星良三
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 茨城県笠間市押辺2594-12 （本社営業所） 茨城県笠間市押辺2594-12
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6) 違反行為の概要	平成29年12月15日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)